

静岡県告示第408号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行篠原支店の項所在地の欄中「篠原町11129番地の2」を「雄踏1丁目14番30号（雄踏支店内）」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行仙台支店」及び「スルガ銀行湘南台支店慶応義塾大学出張所」を削る。

2の(2)のエの表中スルガ銀行株式会社仙台支店の項及びスルガ銀行株式会社湘南台支店慶応義塾大学出張所の項を削る。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫久能支店の項所在地の欄中「葵町2丁目1番地の8」を「国本3359番地の1（袋井中央支店内）」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に定める改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 静岡銀行株式会社篠原支店に係る改正規定 令和2年6月22日
- (2) スルガ銀行株式会社湘南台支店慶応義塾大学出張所に係る改正規定 令和2年6月19日
- (3) 浜松磐田信用金庫久能支店に係る改正規定 令和2年6月8日